**平成２２年（フ）第３６２９号**
横浜市港北区高田東３丁目28番８号　笈川荘
債務者　中村　久男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６３８号**
横浜市保土ケ谷区仏向町1182―４　レオパレスピュアライズパートⅡ207号室、住民票上の住所沖縄県浦添市屋富祖１丁目１番１号屋富祖壱番館305号室
債務者　比嘉真奈美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６４８号**
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目15番21号ヴィラさがみ野Ａ―102
債務者　赤池　幸枝
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６４９号**
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目15番21号ヴィラさがみ野Ａ―102
債務者　赤池　順子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６９７号**
神奈川県藤沢市川名１丁目２番８号
債務者　伊澤美由樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７２１号**
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目11番60号　大八木ハイツ105
債務者　日下　聡子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７２７号**
神奈川県大和市渋谷４丁目３番地１　クリオ高座渋谷壱番館408号
債務者　堀　　秀樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７５５号**
横浜市栄区長尾台町106番地１　第二秋本アパート102号
債務者　小林　孝久
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７５６号**
横浜市栄区長尾台町106番地１　第二秋本アパート102号
債務者　小林　照子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５号**
神奈川県大和市草柳２丁目18番地28　コーポエデン203
債務者　仲田　卓也
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４３号**
神奈川県海老名市大谷北２丁目23番27号
債務者　河西　愛実
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９８号**
静岡県富士市石坂389番地の75　メゾンドクラッセ308号、前住所静岡県富士市中野527番地の12
債務者　佐野　良乃
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第２８２号**
沖縄県沖縄市上地４丁目18番６号　コーポテルヤＡ202
債務者　伊良皆重治
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第３７９８号**
横浜市戸塚区秋葉町160番地３　レオパレスあきば201号
債務者　中村　達子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７４７号**
神奈川県座間市相模が丘３丁目56番16号
債務者　田村志津子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部